

東日本大震災・原子力発電所事故に係る避難者支援及び 原子力発電所の安全対策等に関する決議（案）

東日本大震災及び原子力災害の発生から９年半が経過しようとしているが、依然として多くの方が故郷を離れ、厳しい避難生活や仮設住宅等での不安定な生活を余儀なくされている。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所では、除染や汚染水対策など、多くの課題は抜本的な解決に至っておらず、事故収束の見通しは立っていない。

こうした中、避難者・被災者に対しては、今後の見通しを示すとともに、早期の生活再建に向けた具体的かつ継続的な支援を更に講じていく必要がある。

また、福島第一原子力発電所事故の早期収束はもとより、原子力発電所の安全確保や住民の安全・安心を最優先とした実効性のある原子力安全対策について、国が前面に立ち、全力で取り組むことが必要である。

さらに、東日本大震災の教訓を今後も風化させないことは、未曾有の大災害からの復興を国民全体で支え合っていく上で不可欠である。

よって、国においては、被災者・被災自治体をはじめ、避難者支援を行う自治体等に対して、また、原子力発電所の安全対策の充実など、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

１ 東日本大震災及び原子力発電所事故に係る避難者支援等について

- (１) 「子ども・被災者支援法(略称)」の理念に基づき、避難者の意見やニーズに即した支援施策を推進すること。
- (２) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村に対して適切な財政措置を講じること。

2 原子力発電所の安全対策等について

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故の原因究明のための検証を継続的に実施し、原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、今後、他の既存の原子力発電所の安全な廃炉プロセスを確立し、国民に対し正確な情報提供を行うこと。
- (2) 広域避難体制等の原子力防災対策における広域的調整について、県や市町村が一体となって問題解決が図られるよう、地方自治体への更なる支援を講じること。
- (3) 原子力施設の安全確保及び防災対策上における「安全協定」のあり方や地方自治体の役割分担を明確にすること。
- (4) 福島第一原子力発電所事故の検証と総括の結果、新しい知見等が出た場合は、速やかに新規制基準に反映させるとともに、新規制基準適合審査と併せ、今後の工事計画認可審査・保安規定変更認可審査の経緯や結果について、立地地域をはじめとする国民に対し、分かりやすく説明し、理解促進に努めること。

以上、決議する。

令和2年8月27日

新潟県市長会